

会津若松市移住支援金 簡易チェックリスト

1 移住前の要件

No.	内 容	はい	いいえ
1	住民票を移す直前の1年間、東京23区に居住もしくは※1 東京圏に居住し東京23区内に通勤(3ヶ月前まで)していた。	<input type="checkbox"/>	対象外です
	※1: 東京圏とは、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県のうち下記の市町村(条件不利地域)を除く地域 ・東京都: 檜原村、奥多摩町、大島村、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村 ・埼玉県: 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町 ・千葉県: 館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町 ・神奈川県: 山北町、真鶴町、清川村 ●住民票を移していない場合は対象となりません。		
2	(1)または(2)のどちらかに該当している。	<input type="checkbox"/>	
	(1)過去10年間のうち、東京23区内に5年以上住んでいた。 (2)過去10年間のうち、東京23区内の在住期間と※1 東京圏に居住し東京23区内に通勤・通学していた期間が合わせて5年以上ある。 ※ 通勤者(雇用者の場合は、雇用保険加入が要件)は東京23区内の大学等の通学期間も含めることができます。		

2 基本要件

No.	内 容	はい	いいえ
3	会津若松市に転入してから概ね3か月以内である。	<input type="checkbox"/>	対象外です
4	会津若松市に5年以上継続して居住する意思がある。	<input type="checkbox"/>	
5	自分自身の意思による移住であり、転勤、出向、出張、研修、進学等による移住ではない。	<input type="checkbox"/>	
6	暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。	<input type="checkbox"/>	
7	日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。	<input type="checkbox"/>	

3 移住後の就業要件

No.	内 容	はい	いいえ
8	福島県又は他の都道府県のマッチングサイト(移住支援金対象のもの)により採用された。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	福島県又は内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材支援事業又は先導的人材マッチング支援事業を利用して就業した。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	移住前の仕事をテレワークで継続している。 ・ 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した。 ・ 内閣府が実施するデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))等について所属先企業等から資金提供されていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	※令和7年4月1日以降に転入される場合は、「関係人口」の要件が一部変更となります。必ず事前にお問合せください。 会津若松市の関係人口である。 移住前・移住後の要件をそれぞれ1つ満たしていること。 【移住前】 (ア)福島県、市又は市の関係団体が主催又は参加した移住関連イベントに参加した。 (イ)市等が運営する会員制の団体(ファンクラブ、スマートシティーサポーター)等に登録した。 (ウ)市内で地域づくり活動や地域活性化の活動に参加している。 (エ)多拠点で生活しており、市を拠点の一つとしている。 ※ 移住前に市の担当者との「移住相談」が必要となります。 【移住後】 (ア) 福島県内の企業等に就業した。 ・ 週20時間以上の無期雇用契約であること。 ・ 就業してから5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 ・ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 (イ) 福島県内で新規に起業し、開業の届出をしていること。 (ウ) 福島県内で就農していること。ただし、将来的な就農のための研修等を含む。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	起業して、福島県の起業支援金の交付決定を受けている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【移住後の就業要件】8~12のどれかに該当「はい」がある場合

移住支援金の交付対象となる可能性があります。地域づくり課へご相談ください。

※ こちらのシートは、簡易的な確認であるため対象要件について詳細をご確認ください。

※ ご不明な点等がある場合には、地域づくり課へメール(HPのお問合せフォーム)、電話(0242-39-1202)でお問合せください。